下関市議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月26日

下関市議会議会運営委員会 委員長 戸 澤 昭 夫

下関市議員政治倫理条例の一部を改正する条例

下関市議員政治倫理条例(平成24年条例第2号)の一部を次のように 改正する。

第2条第3項中「又は第7条」を削る。

第5条第1項中「自ら事業を営み、」を「自らが事業を営んでいるとき若しくは請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引をいう。以下同じ。)をする者の支配人であるとき」に、「2親等以内の親族若しくは同居の親族(第3項において」を「1親等の者(以下」に改め、「主として営利事業を営む」及び「その他の団体(以下「法人等」という。)」を削り、同条第2項中「法人等」を「法人」に改め、同条第3項中「営むこととなったとき」の次に「若しくは請負をする者の支配人となったとき」を加え、「法人等」を「法人」に改め、「営むこととなった日」の次に「若しくは請負をする者の支配人となった日」を加え、「法人等」を「法人」となった日」を加え、同条第5項を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

(市との請負状況等の報告義務)

第6条 議員は、自らが事業を営んでいる場合若しくは請負をする者の支配人として事業を行っている場合の当該事業又は当該議員等が取締役等に就いている法人の事業のうち、前会計年度(当該議員が議員である期間に限る。)における市に対する請負又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受

けて行った公の施設の管理に係る業務について、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長にその状況を記載した書面(以下「請負状況等報告書」という。)を提出しなければならない。

2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、遅滞なくその旨を記載した書面(以下「請負状況等訂正届」という。)を議長に提出しなければならない。

(閲覧)

第7条 議長は、議員が兼業報告書、兼業変更報告書、請負状況等報告書 又は請負状況等訂正届(以下この条において「報告書等」という。)を 提出したときは、当該報告書等を、当該議員が議員として在任している 間はいつでも市民の閲覧に供する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」 を付する。

附則第3項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

議員の兼業等に係る報告の対象を改め、市との請負状況等の報告義務 を定め、及び所要の条文整備を行うため。